

令和3年度 湯前町ふるさと納税協力事業者説明会

ふるさと納税の協力事業者を募集しています！



湯前町では「ふるさと納税制度」により湯前町へ寄附をされた方に、町の魅力やPRにつながる特産品をお礼品として登録することに協力いただける事業者様を募集しています。令和3年度は、ふるさと納税ポータルサイトの運用が3社（さとふる、ふるさとチョイス、楽天）となり、取りまとめの委託業者も変更となりますため、このたびお礼品提供事業者を募集するにあたって説明会を開催いたします。

すでにご登録いただいている事業者様も新規の事業者様も、改めてふるさと納税の概要やポータルサイトの仕組みについて学べる機会となりますので、ぜひふるってご参加ください。

より多くの事業者様にご協力いただき、お礼品のラインナップを取り揃え、ふるさと納税を通して湯前町を全国へPRしてまいります。

◆説明会の日程

日 時：令和3年7月27日（火） 午後2時～ ※1時間～1時間半程度
会 場：湯前町役場 洋会議室

◆説明会の内容

ふるさと納税の概要、取りまとめ業者（合同会社中村屋）の紹介及びお礼品の登録について、など

◆協力事業者の要件（次の(1)～(5)の要件全てに適合、又は(6)に適合していること）

- (1) 各種法、規則、条例等に沿った生産、製造、販売等を行っていること
- (2) 申込時に町税等の滞納がないこと
- (3) 本社（本店）、支社（支店）及び事業所、工場が町内にある企業または個人事業所であること
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員でない者
- (5) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、取りまとめ業者との連絡が電子メールにて確実に取れる状態であること
- (6) その他、総務省の通知に適合する事業者であること

◆募集する特産品（お礼品）

- (1) 次のア～オの条件をすべて満たしている商品等であること、又は力を満たしている商品等であること
 - (ア) 湯前町の魅力が体感できる商品や本町のPRにつながる要素をもった商品であること
 - (イ) 町内で生産、製造、加工されているもの、又は町内の原材料を使用しているもの、もしくは本町と関係性が深いもの、いずれかに該当していること
 - (ウ) 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、期間限定及び数量限定で供給可能なものも取り扱うものとする

- (工) 飲食物の場合は、出荷後 5 日程度の賞味期限が保障されるもの
- (才) 協力事業者が提供するお礼品の価格は、寄附金額の 3 割以内（税・梱包代込み、送料別）で町と協議し設定すること。なお、消費税法等の改正によって税額等に変動が生じた場合は、別途協議の上変更するものとする
- (力) その他、総務省の通知に適合する商品であること

◆申込方法

下記の申込書に記入後、企画観光課ふるさと納税係に提出してください
 また、FAX、メール、電話のいずれかの方法でもお受け付けできますので、お問い合わせください
申込期限：令和 3 年 7 月 23 日（金）

◆お問合せ・申込先（事務局）

〒868-0621
 熊本県球磨郡湯前町 1989 番地 1
 湯前町役場 企画観光課 ふるさと納税係
 担当：射場、恒松
 電話：0966-43-4111 FAX：0966-43-3013
 E-Mail：furusatonouzei@yunomae.kumamoto.jp

◆事業者様のメリット

- (1) 町とふるさと納税ポータルサイトのホームページやパンフレット等に商品の画像、商品名、事業所名などが無償で掲載されます
- (2) お礼品発送時に、自社製品等のパンフレットやチラシを同封していただくことで、自社製品の販売促進、PR が可能です
- (3) お礼品発送時に必要な資材の一部（専用包装紙、ステッカー）や同封用の町パンフレットは、町が無償で提供します

◆湯前町ふるさと納税協力事業者募集説明会 参加申込書

参加希望 (希望に○)	1. 参加する 2. 参加しない 3. 参加できないが、提供したい（別途、後日連絡のうえご説明します）		
事業者名		担当者名	
住所		参加の場合の人数	人
メールアドレス		電話番号	